

農業用機械の修繕・修理をされた方へ補助を行います！



【対象者】

以下のすべてを満たす方

- ・市内に住所を有する農家世帯員または市内に本店所在地を置く法人
- ・令和8年4月1日時点で、農家台帳上の同一農家世帯耕作面積が30a以上
- ・申請日時点で市税の未納がないこと

【補助対象経費】

- ・劣化・摩耗等により修理が必要となる農作業機械の修理費用（点検費を含む。ただし、点検費のみは除く。
また、部品を購入し、自ら修理を行った場合は対象外とする。）
- ・田植え機、トラクター、コンバインなどの動力用農作業機械全般
- ・修理費が3万円以上（税込）
- ・令和8年4月以降に修理し、令和9年2月迄に修理完了しているもの

【補助額】

補助対象経費（税抜）の1/3以内、上限10万円

【申請書類・申請方法】

以下の書類を、市役所本庁舎5階農政課窓口へ持参してください。（郵送不可）

- ①交付申請書 ②預金口座振込依頼書 ③修理費の領収書
- ④修理費内訳明細書 ⑤修繕前及び修繕後の農業機械の写真 ⑥誓約書

※訂正があった際に必要なため、申請時に認印をお持ちください。

【申請受付期間】

令和8年7月1日 ~ 令和9年2月26日

※予算が無くなった時点で受付終了といたします。ご了承ください。

《申請窓口・お問い合わせ先》

川越市役所 農政課 経営支援担当

市役所本庁舎5階

電話：049-224-5939（直通）

ホームページはこちらから

